

知的障がいのある被疑者等に対する取調べの可視化についての意見書

2011年(平成23年)6月17日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

当連合会は、2011年(平成23年)5月27日に開催された第62回定期総会において、「取調べの可視化を実現し刑事司法の抜本的改革を求める決議」を採択したが、同決議第2項における知的障がいのある被疑者等の取調べの可視化(取調べの全過程の録画)について、次のとおり求める。

- 1 知的障がいのある被疑者等の取調べの可視化については、障がいのある人に対する適正手続を保障し、裁判を受ける権利を保障するために行われるべきものであること
- 2 可視化の対象につき、知的障がいがあることが療育手帳等により明らかなる場合はもちろん、捜査官において、知的障がいと疑われると判断されたときのみならず、コミュニケーション能力に問題があるとして、弁護士から相当な理由を示して録画の求めがあった被疑者については、取調べの全過程を録画の対象とすること
- 3 検察官の取調べのみならず、警察官の取調べについて、任意取調べの段階から全過程を録画すること
- 4 可視化の実施は、警察においても「試行」として、直ちに開始すること
- 5 取調べの際は、心理・福祉関係者の立会いを認め、助言を受けること
- 6 取調べを行う捜査官に対して、専門的見地からの研修を行い、障がい特性や供述特性について十分理解したうえで、知的障がいのある被疑者等の取調べにあたること

第2 意見の理由

1 はじめに

2011年3月31日、検察の在り方検討会議から「検察の再生に向けて」と題する提言(以下「提言」という。)がなされた。その中で、検察における取調べの可視化の基本的な考え方として、被疑者の取調べの

録音・録画は、検察の運用及び法制度の整備を通じて、今後より一層、その範囲を拡大するべきであるとしたうえで、「知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等」に対する検察官の取調べにおいても、取調べの録音・録画を試行するべきであるとされた。

そして、この試行に当たっては、事案の性質や被疑者の特性等に応じ、例えば取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行うよう努めるなど、様々な試行を行うべきであるとされている。

それを受けて、同年4月8日、法務大臣は、「検察の再生に向けての取組」(以下「取組」という)にあるとおり検事総長に対する指示を行い、最高検察庁はこれに従って録画等を進めることとなった。それによると知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する検察官の取調べにおける取調べの録音・録画についても、必要な機器の整備を行った上、3か月を目途に試行に着手し、専門家の意見を十分に聴取しつつ、取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行うなど様々な試行を積み重ね、1年後を目途に多角的な検証を実施するとなっている。

知的障がいのある被疑者の適正手続を保障し、裁判を受ける権利を保障するため、当連合会は、次のとおり求める。

2 障がいのある人の権利保障としての可視化(意見の趣旨1)

2006年(平成18年)12月13日、国連において「障がいのある人の権利に関する条約」(以下、「権利条約」という。)が採択され、我が国も翌年9月に署名した。この条約は、2008年(平成20年)5月3日に発効したが、そこでは、合理的配慮を行わないことは差別の一類型とされ、13条1項において、障がいのある人が他の者と平等に司法手続を効果的に利用できるように、すべての法的手続(捜査段階その他予備的な段階を含む)において手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されることを求め、2項において、それを担保するため司法に係る分野に携わる者に対する適切な研修の促進を求めている(司法アクセス権の保障)。

同条約批准のため、国内法の整備が行われているが、その一環として現在通常国会に上程されている障害者基本法改正法案でも27条(司法手続における配慮等)が新設され、「国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対

象となった場合又は裁判所における民事事件，家事事件，若しくは行政事件の当事者その他の関係人となった場合において，障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため，個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに，関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない」とされている。

障がいのある人に対する司法手続は，これまで必ずしも実効的に保障されてきたとはいえない。現実的に種々の重大な問題が発生している。知的な障がいのある人のえん罪事件もその一例である。これらは司法手続において必要な配慮を義務づけることによって防ぐことが可能となる。障がいのある人の裁判を受ける権利を保障し，適正手続を保障するために，司法手続における配慮が要請されているのである。

知的障がいのある人についての取調べの可視化は，なにより憲法 13 条の自己情報コントロール権に基づく自らの供述を正確に保持する権利として認められる。また，憲法 38 条 1 項の自己負罪拒否特権を手続的に担保するための必要最小限の保護措置として，憲法 31 条，刑事訴訟法 1 条の適正手続と実体的真実主義を全うする趣旨において，憲法 38 条 2 項，刑訴法 319 条 1 項，同 322 条 1 項から導かれるというべき「供述の任意性」をあらかじめ担保・設定することが出来る被疑者の権利の最少限度の担保措置として導き出されるものである。

したがって，知的障がいのある被疑者等の取調べの可視化については，障がいのある人の適正手続を保障し，裁判を受ける権利の保障の観点から，その必要性はきわめて高いといわなければならない。

3 可視化の対象について 被疑者の範囲（意見の趣旨 2）

提言は，知的障がいをもつ被疑者であって，言語によるコミュニケーションの能力に問題があり，あるいは，取調官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められるものについては，取調官の発問や被疑者の応答の状況が記録されていることが，その供述の信用性判断のために有効であると考えられるとする。そして，そのような被疑者を身体拘束下で取り調べる場合について，取調べの録音・録画の試行を開始するように提言している。

知的障がいがある場合，程度の差こそあれ，すべてコミュニケーション能力に問題がある。ただ，それが，一見しただけでは分かりづらい場合があり，種々の問題がおきる。迎合性や被誘導性が高いのも，コミュニケー

ション能力に起因する。特に表面上はコミュニケーション能力に問題がないと見える者に対しては、取調官が特に意識しない限り、無意識のうちに誘導してしまう危険性が非常に高い。

したがって、被疑者に知的障がいがあるとわかれば、すべて無条件で可視化の対象とすべきである。

この場合、知的障がいがあるとされるのは、療育手帳（知的障がいのある児・者に都道府県知事（政令指定都市にあってはその長）が発行する障害者手帳）の所持者はもちろんのこと、それにとどまらず、医師による診断のある者や特別支援学校及び特別支援学級の出身者などを、形式的な基準とすべきである。

さらに、被疑者のコミュニケーションの能力に問題がある場合には、このような形式的な知的障がいの有無にかかわらず、可視化の対象とすべきである。すなわち、知的障がいの認定を受けていなくてもコミュニケーションの能力に問題があると気づいた段階から、捜査官は直ちに取調べの録画を開始しなければならない。具体的には、捜査官が自らこれに気づいた場合はもちろんのこと、弁護人や被疑者の関係者から、被疑者のコミュニケーション能力について相当の理由を明らかにして取調べの録画の要請があった場合には、録画を開始しなければならないこととすべきである。

矯正統計年報によると、2009年度（平成21年度）に新規に刑務所で受刑した者28,293人のうち、知的障がいと診断されている者は242人である。他方、新規受刑者が入所時に受ける知能検査（CAPAS）による知能指数別の統計も公表されているが、これをみると、実に23%にあたる6,520人がIQ70未満である。通常の分布ではIQ70未満は約2%であるので、10倍以上の割合の高さを示している。

もちろん、CAPASは一般に知的障がいを診断する際の参考となるウェクスラー成人知能検査（WAIS-R）などとは目的を異にする検査なので、必ずしも新規受刑者の5人に1人に知的障がいがあることを意味するものではない。しかし、少なくとも、その中の相当数が、今までに正しい障がいの診断がなされないまま刑事手続の対象とされ、何の支援も配慮もないまま実刑となってしまったのではないかと推測できるところである。そして、その中にえん罪であった者が含まれている可能性もまた容易に捨てきれぬものではない。

刑事手続上の防御のためには、罪体のみならず動機や身上関係などとい

った情状上の事実について述べる必要がある場合がある。このような場面でも、知的障がい者にとっては、コミュニケーション能力に乏しいためうまく語れず厳罰を受けてきた実態がうかがえる。障がいの認定をうけていないために、本人も周囲も気づかずに不利益を被ってきた者をも可視化の対象にしなければならない所以である。

4 可視化の対象 取調べの範囲 警察における取調べも（意見の趣旨3）

当連合会は2005年（平成17年）3月17日の『少年法等の一部を改正する法律案』に対する意見において、「事件の裏付けを急ぐあまり、少年の未熟さ、被暗示性、迎合性を考慮することなく、長時間、強引な取調べや誘導的な取調べにより虚偽の自白を行った例は少なくない」として、「少年の心理的特性を十分に理解した慎重な取調べが必要である」と提言した。知的障がいのある人に対する取調べをする場合においては、少年の場合と同様の（その障がいの程度によってはそれ以上の）、未熟さ、被暗示性、迎合性などの問題点が存する。

そして、最も注意すべきは「被暗示性」である。特に知的障がいのある人の場合、幼い時から、周囲に指示され、誘導されて育ってきた経緯がある。そのため少年と異なり生育歴が長ければ長いほど被暗示性が高い。しかも生来の特性として思考の柔軟性が乏しいため、最初に教えられたことを忠実に守ろうとする。いわゆる「刷り込み」である。

したがって、最初の取調べで、取調官が意識するとしないとにかかわらず事件に関して暗示を与えたり、誘導をしたりすると、それが真実であろうとなかろうと、それが問いに対する正しい答えであると「刷り込ま」れてしまう。かくて、以降の供述はすべて、この「刷り込み」に汚染された供述となってしまうおそれが非常に高い。いくら検察官取調べの全過程を録画・録音したところで、そこで被疑者が語っているのは、警察段階で刷り込まれた事実にはすぎないということになってしまう。

さらに、そればかりではなく、知的障がいのある人にとって、難解な法律用語の理解は非常に困難である。とりわけ憲法で保障されている黙秘権や弁護人選任権の告知については、理解可能な言葉で告知されているかの検証が必要不可欠である。

このことから、知的障がいのある人の取調べについては、逮捕時以前の任意取調べのときから録画しなければ、その後の、たとえば自白の部分

だけを録画してもほとんど意味はないということになる。したがって、検察だけでなく警察において、司法警察員の取調べの全過程を録画することが必須となる。

5 可視化実施の時期（意見の趣旨4）

矯正統計白書によると知的障がいと診断がされている242人のうち、28%にあたる67人が5度以上の入所であり、障がいのない者（5度以上の者は19%）と比べ再犯率が高いことがうかがえる。

これらの新規受刑者の実態を受けて、厚生労働省は厚生労働科学研究障がい保健福祉総合研究事業により、一般的刑務所15か所に対して聞き取り調査を行った。その結果、回答のあった入所者27,024名中、知的障がい又はその疑いのある者は410名であった。平均IQは46.2とかなり低く、平均年齢は48.8歳であった。療育手帳を持っている者はそのうち26名であった。注目すべきはそのうち、再犯者が285名（69.5%）であったことである。しかも、前刑出所から3か月以内に再犯となった者が約3分の1で、1年以内となると約6割に上り、非常に短期間で再び罪を犯していることがわかる。罪名では、窃盗が178名（43.4%）と圧倒的に多く、次に詐欺（無銭飲食）7%、放火6%と続いている。

その要因として考えられることは、やはり正しい障がい認定がなされていないため福祉的支援につながらないまま、刑務所に入る前の環境と何ら変更のない状態で社会に出て、結局再犯につながっている現状が存するということである。他方で、障がい特性に配慮した刑事手続がなされていないがために、そのような背景事情は一切考慮されず、流れ作業的に起訴され、その結果実刑になって刑務所に戻されている実態もうかがえるというべきである。

このように、知的障がいのある被疑者等について、これまで長年にわたり適切な対処がなされてきていない。最高検察庁では、2011年7月をめどに、知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する検察官の取調べにおける録音・録画について試行に着手し、専門家の意見を十分に聴取しつつ、取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行うなど様々な試行を積み重ね1年後に検証を実施することとされているが、試行は直ちに、できるだけ幅広く行われるべきである。そして、

上述のとおり，警察における取調べの重要性が非常に高いことに鑑み，警察においてもできるだけ早く試行に着手すべきである。

6 心理・福祉関係者の立会い（意見の趣旨5）

2005年（平成17年）3月10日，宇都宮地方裁判所において，知的障がいのある被告人に対して，強盗罪2件につき無罪の判決がなされた。この事件に関し当連合会は，人権救済の申立てを受け，2006年（平成18年）3月1日，検事総長及び警察庁長官に対し，次のような警告を行った。

知的障がいを有する申立人を強盗被疑事件の被疑者として取調べを行うに際し，栃木県警察本部所属の担当警察官らが，「虚偽自白を強要し，申立人の真意と異なる自白調書を作成した」こと，さらに，宇都宮地方検察庁所属の担当検察官らが，「当該警察官らの虚偽自白を強要した事実を看過したばかりか，自らも虚偽自白を強要した上で，申立人の真意と異なる自白調書を作成し，これを前提に，十分な裏付け証拠もないままに起訴した」ことが認められた。これらの行為は，申立人に対する重大な人権侵害行為であることは明らかであり，貴殿らには，このことを自覚し，深く反省することを求めるとともに，再発防止のために，次の措置をとることを警告する。

被疑者・被告人に対する取調べについては，可及的すみやかに，その全過程を録画もしくは録音すべきであるが，とりわけ知的障がいを有すると疑われる者に対する取調べにおいては，直ちにその全過程の録画もしくは録音を行うこと

知的障がいを有すると疑われる被疑者・被告人に対する取調べにおいては，被疑者・被告人の保護者等被疑者・被告人を補助する立場にあり，かつ，被疑者・被告人に取調べの発問等の意味を十分に理解させることができる者の立会いを認めること

知的障がいを有すると疑われる被疑者・被告人に対する取調べについて，これを専門的に行える者を養成し，また，全ての取調官の研修を直ちに開始すること

知的障がいがあると疑われる人に対する取調べにおいては，心理・福祉関係者等，取調官の発問等の意味を十分に理解させることができる者の立会いが不可欠である。日本語を解しない者の場合は通訳が付される。聴覚

障がいがある場合も手話通訳が認められる。知的障がいがある場合でも、コミュニケーション障がいであることは同様であるので、意思疎通を補完するための補助者が必要である。取調べに際して、被疑者と正確な意思疎通ができなければ、不当に被疑者を不利益に取り扱うことになるばかりか、真実の究明もできない。特に、知的な障がいのある人は、迎合しやすい、暗示にかかりやすいといった特徴があるため、取調官が特定の被疑事実の存在を前提として発問を行うと、真実でなくても被疑事実を認めてしまうことが往々にしてあり得る。したがって、供述特性や特徴をよく理解している心理・福祉関係者を立ち合わせるにより、被疑者が迎合しているか否か、暗示されていないかどうか等を確認しながら取調べを行うことが可能となる。

したがって、可視化だけではなく、かかる心理・福祉関係者の立会いと併せて実施することが必要である。このことは、起きてしまえば取り返しのつかない誤判やえん罪を防ぐことにつながり、捜査官のためにも極めて有益なものとなる。

7 捜査官の研修（意見の趣旨6）

最後に、真に知的障がいのある被疑者の適正手続を保障するためには、取調べをする捜査官が、供述特性等の障がいを理解することが必要不可欠である。実際、これまでに、障がいに対する無理解や偏見による見込み捜査が、島田事件をはじめとして数々のえん罪事件を生んできたのである。さらに、迎合性、被誘導性、被暗示性が高い障がい特性を理解して、誘導しないように、暗示を与えないようにと特に意識して取調べにあたらないと、無意識のうちに誘導してしまったり、暗示を与えてしまう危険性を十分に押えておく必要がある。

研修の必要性、重要性については、権利条約（13条2項）や障害者基本法改正法案でも示されているとおりであり、宇都宮事件に対する当連合会の警告書でも指摘されている。

よって、可視化に加えて、取調べを行う捜査官に対して、専門的な研修を行い、捜査官が障がい特性や供述特性について十分理解したうえで、知的障がいのある被疑者等の取調べにあたる必要がある。なお、取調べの全過程の録画を行うことは、その研修のためにも有用である。

以上のとおり、当連合会は、知的障がいのある被疑者等の取調べが適切に行われ、警察段階を含めその取調べの全過程の録画が早急になされるよう求めるものである。